

## 愛知県自動車学校事件 会社側行き過ぎを認める

(愛知地連)

2012年7月19日 第3回控訴審（第1回目の和解期日）で会社側が行き過ぎを認める。

学労裁判第3回控訴審が、7月19日午前10時10分に名古屋高等裁判所（林道春裁判長）で行われました。今回からは、裁判所からの要請による和解解決に向けての第一回目の和解期日が始まり非公開で行われることになりました。



この和解協議は裁判所が双方の意向を個別に行うことから、当日は、最初に会社側が裁判長から組合側の和解に同意するための前提条件として会社側に申入れた和解条項「控訴人らは、一審判決が認定した不当労働行為および不法行為に該当する事実があったことを認め、今後はそのような行為を行わないことを約束する」について、意向聴取がありました。会社側は「今回の件は、行き過ぎがあったことは認めるが、一審では今回の問題以前まで事実認定をしているが、従前の問題は和解で解決しているので、不問に付すこと」、「損害賠償金に対する譲歩」、「和解条項の文言の修正」を求めてきました。

そして、会社側が退席後、組合側は裁判長から会社側の意向が伝えられ、このことに対する組合側の意向聴取がおこなわれました。組合側は、「会社側が本件の事実を認め、今後は同じことを繰り返さない」と約束するというのであれば、従前の問題についての事実認定は不問に付す用意がある」、「損害賠償金の譲歩は300万円までが限度」と主張しました。その後、双方が同席し、裁判長が双方の意向の確認を行い、会社側に対し、和解条項の文言について会社案の作成と損害賠償金の金額について検討するよう指示がありました。その後、行われた裁判報告集会で高木輝雄弁護士は、「本日、会社側から組合が申入れた和解条項に対する回答があった。おそらく会社側の回答は、今後は不当労働行為を行わないことを約束する程度だろうと思っていたが、本件については行き過ぎがあったことを認めるという回答があり、正直驚いている」と報告がありました。そして、青山治彦執行委員長は「これまでも何度か和解で解決を図ってきたが、会社側は口先だけで約束はするものの、まったく守ろうとはしていないので、今回の和解協議は慎重に進めていきたい」とさらなる支援を要請しました。

次回は8月2日名古屋高裁にて非公開で行われます。